

憲法しんぶん速報版

第 143 号

2006 年 5 月 27 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

与党と民主党が改憲手続法案を提出

「狙いは9条改憲」宣伝し反対世論を

5月26日、自民・公明の与党が、つづいて民主党が、国会による発議と国民投票という憲法改悪に必要な手続を定める法案を国会に提出しました。すでに与党内では教育基本法改悪案の今国会成立をめざして会期の大幅な延長が検討されており、その延長幅によっては改憲手続法案の今国会成立も強行する構えです。

民主党との修正協議めざす

提出された与党案は、メディアの自主規制規定を削除するなど、民主党の主張を大幅にとりいれています。

これに対し民主党案は、さらに①国民投票を憲法改正以外の国政問題にも広げる、②有権者年齢を18歳にする（国会決議があれば16歳以上にできる）、③投票は改憲案賛成に○をつけ、○が過半数を超えた場合に改憲は成立、④投票管理者など一部を除いて国民投票運動を規制する規定はおかない（国家公務員法など既存の法律は適用される）、などとしています。

10人の委員で構成する「国民投票広報協議会」の設置や、日常的に憲法について調査・審議し改憲案を論議する「憲法審査会」を両院に設置すること

憲法改悪のための国民投票法 はいらない 議員会館前集会

- ◇日時 6月1日 12時～
- ◇会場 衆院第2議員会館前
- ◇集会の内容
 - ・共産党、社民党あいさつ
 - ・各界からの発言、
 - ※憲法改悪反対の署名をお持ちください。

主催＝5・3憲法集会実行委員会

では、両党は完全に一致しています。与党は民主党との協議をつうじて「修正」のうえ自民、公明、民主3党の賛成による成立をめざします。しかし、どのような「修正」がおこなわれようと、9条改憲のための法案であることに変わりありません。

声 明 改憲手続法案の国会提出に抗議し撤回を求める

自民・公明の与党と民主党が、本日、国会発議と国民投票という憲法改悪のための手続法案を、あいついで国会に提出しました。国民投票法はいらないとする国民世論に背を向けた法案提出に、私たちは強く抗議し、法案の撤回を求めます。

日本国憲法の公布いらい、憲法第九六条に改定の規定があるにもかかわらず国民投票法が制定されなかったのは、法案推進勢力が言うような国会の怠慢でも、ましてや、国民の主権行使の機会を奪ってきたものでもありません。国民の多くが第九条を守り生かすことを望み、国民投票法を必要としないとしてきたからです。

しかし昨年、自民党が「新憲法草案」、民主党が「憲法提言」を発表したことにみられるように、いま憲法改悪に向けた動きはかつてなく強められています。アメリカのおこなう海外での戦争に参加することをめざし、その最大の障害となっている第九条を取り除こうとするものであることは明らかです。そうした「海外で戦争する国」づくりのために、いま開かれている国会では教育基本法改悪や共謀罪新設が企てられ、さらに米軍再編にともなう基地強化が全国の自治体におしつけられようとしています。

しかし、各種世論調査結果が示すように、日本国憲法第九条は広く国民の支持を得ているばかりでなく、国際社会からも世界の宝として日本がこれを堅持することへの期待が高まっています。九条改悪の実現をめざす改憲手続法案はこの国民の願いと国際社会の期待に反するものです。しかも、提案されている改憲手続法案は、国民の反対を押し切って九条改憲を国民投票で成立させるため、改憲案に関する公正な論議の妨げとなる憲法改正広報協議会の設置や、最低投票率の規定を設けないなどもっとも少ない国民の賛成でも改憲が成立するためのさまざまな仕組みなど、国民多数の意思を反映することができないきわめて不公正なものとなっています。

私たちは、この改憲手続法案を絶対に許すことはできません。憲法改悪のねらいを学習し広げることと結びつけつつ、改憲手続法案の廃案をめざし全力をあげて奮闘することを表明します。

2006年5月26日 憲法改悪阻止各界連絡会議